

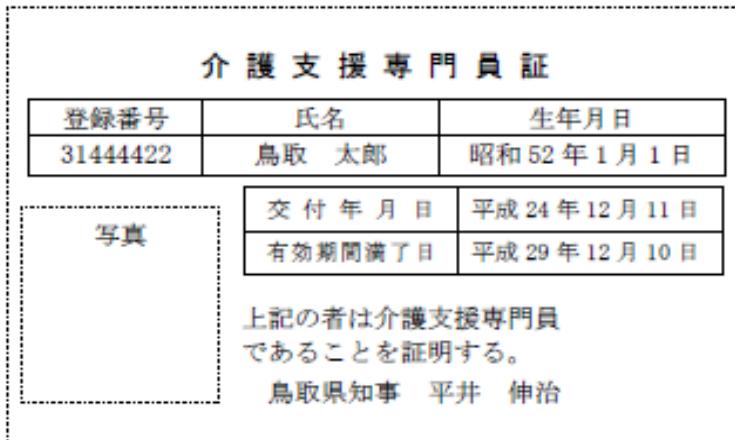
介護支援専門員の基本

1 介護支援専門員とは

要介護(要支援)者からの相談対応や居宅サービス事業者との連絡調整等を行う方であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門的知識等を有する方として介護支援専門員証(以下「専門員証」という。)の交付を受けた方です。

2 介護支援専門員証とは

介護支援専門員の身分を証明するものです。介護支援専門員として働く場合等には必ず携帯する必要があります。



※平成17年度までは介護支援専門員登録証明書(以下、「登録証明書」という。)【A4版と携帯版】を交付していましたが、制度改正により、平成18年度からは専門員証【携帯版のみ】を交付しています。登録証明書をお持ちの方は、有効期間が既に過ぎていますので、鳥取県長寿社会課に返却してください。

3 介護支援専門員番号について

平成18年度の制度改正により、介護支援専門員番号は8桁の番号になりました。最初に鳥取県で登録された場合、31から始まる番号となります。

(例)31〇〇〇〇〇〇〇

4 有効期間について

平成18年度から介護支援専門員の資格は更新制度が導入されました。専門員証の有効期間は5年間であり、原則5年に一度更新を行う必要があります。

更新を行おうとする方は、有効期間満了日までに鳥取県介護支援専門員更新研修(現任の方が受講)又は鳥取県介護支援専門員実務研修(現任ではない方が受講)を受講し修了する必要があります。

5 介護支援専門員証の住所欄について

平成27年度より、介護支援専門員証から住所欄が削除されました。これにより、住所のみが変更になった場合は、専門員証の書換交付申請は不要となり、変更届の提出のみが必要となります。

介護支援専門員に関する手続きについて

1 介護支援専門員の登録

区分	説明内容
項目説明	鳥取県で保管している介護支援専門員名簿(以下「名簿」という。)への登録のことです。
申請者	介護支援専門員実務研修受講試験(以下「試験」という。)に合格し、鳥取県介護支援専門員実務研修(以下「実務研修」という。)を修了した方で、今までに一度も介護支援専門員番号を付与されていない方です。
効果	登録申請を行うと、名簿に登録されるとともに、31から始まる8桁の介護支援専門員番号が付与されます。

手続きの流れ

実務研修を修了

3ヶ月以内

鳥取県に対し、介護支援専門員の資格登録及び専門員証の交付を同時に申請(様式第7号)

鳥取県に対し、介護支援専門員の資格登録を申請(様式第1号)

登録されると、鳥取県から通知があります。同時に専門員証が交付されます

登録されると、鳥取県から通知があります(専門員証は交付されません)

介護支援専門員として働くことが可能になります

登録されただけで、介護支援専門員として働くことはできません。働こうと思う場合には後日(5年以内)、専門員証の交付を申請してください(様式第6号)

よくあるQ&A	
質問	回答
今年度、試験に合格し、実務研修を修了したのですが、何か手続きは必要ですか。	試験に合格し実務研修を修了した方は、必ず3ヶ月以内に登録の申請を行う必要があります。
実務研修修了後に岡山県へ転居するのですが、転居先の岡山県で登録はできますか。	実務研修を修了した都道府県で登録することとなっていますので、岡山県で登録することはできません。
介護支援専門員として働くことはないで、登録はしなくていいですか。	実務研修を修了した日から3ヶ月を経過する日までに登録しなければなりません。
登録されたら介護支援専門員として働いてもいいですか。	登録されただけでは正式な介護支援専門員ではありません。専門員証を交付されて初めて介護支援専門員となりますので、介護支援専門員として働く場合は登録申請と同時に専門員証の交付を申請してください。
(初めて介護支援専門員登録を行う場合) 研修実施機関に届け出している住所(例えば岩美町)から、研修修了後に他の住所(例えば鳥取市)に転居しました。申請の際に住民票の添付は必要ですか。	転居後の住所が鳥取県内の場合は、住基ネットで確認ができるため住民票は不要です。 (参考) 添付が必要な場合 ○鳥取県内→鳥取県外 ○鳥取県外→鳥取県外 添付が不要の場合 ○鳥取県内→鳥取県内 ○鳥取県外→鳥取県内
有効期間が満了したため、専門員証を鳥取県に返納しました。新しい専門員証の交付を希望するため実務研修を修了しました。この場合、登録の手続きは必要ですか。	既に登録を受けていますので再度の登録申請は不要です。専門員証の交付申請のみ行ってください。
鳥取県で登録された場合、他の都道府県の居宅支援事業所等で介護支援専門員として働くことはできますか。	可能です。

2 登録の移転

区分	説明内容
項目説明	既に他の都道府県の名簿に登録されている方が、鳥取県への転居等の理由により鳥取県の名簿に登録を移すことです。
申請者	他の都道府県の名簿から鳥取県の名簿に登録を移したい方
効果	鳥取県の名簿に登録されることで、介護支援専門員の各種研修については、鳥取県で実施される研修を受講することが基本になります

手続きの流れ

鳥取県外から鳥取県内へ転居

鳥取県の申請用紙を入手し、現在登録されている都道府県に郵送

※郵送する前に必ず登録されている都道府県に登録を移転する旨、連絡してください。

現登録都道府県で登録の移転手続きを行い、現登録都道府県から直接鳥取県へ申請書が郵送

有効期間内の方

有効期間が満了している方

鳥取県で登録の移転手続きを行い、登録の移転が完了しますと鳥取県から通知があります。同時に鳥取県知事名の介護支援専門員証が交付されます

鳥取県で登録の移転手続きを行い、登録の移転が完了しますと鳥取県から通知があります。(専門員証は交付されません)

※申請に必要な用紙は別紙3を御覧ください。

よくあるQ&A

質問	回答
広島県で既に登録されているのですが、鳥取県に転居してきたので鳥取県の登録に移したいと思いますが、どのような手続きが必要ですか。	「手続きの流れ」に記載されているとおり、鳥取県の申請用紙を現在登録されている広島県に提出してください。広島県で手続きを取った後、直接鳥取県へ郵送されます。その後、新しい介護支援専門員証を交付します。
島根県から鳥取県に転居してきたのですが、登録の移転は必ず行わないといけないのですか。	必ずしも行う必要はありません。しかし鳥取県登録ではないため、各種研修については島根県が実施する研修の受講が原則となります。よって、鳥取県へ登録の移転を行うことをお勧めします。
鳥取県から島根県に登録の移転を行いたいと思いますが、どのようにすればいいのですか。	登録を希望する島根県に連絡してその指示に従ってください。
有効期間が満了しているのですが、登録の移転を行うことは可能ですか。	鳥取県では可能です。ただし、他の都道府県では取扱いが異なる場合がありますので、鳥取県から他の都道府県に登録の移転を希望する場合は、事前に登録の移転を行う都道府県にお問い合わせください。
申請してから新しい専門員証が交付されるまでどのくらい期間がかかりますか。	登録の移転の場合、登録されている都道府県を経由する必要があるため、通常の申請より若干時間がかかります。そのため、登録の移転を行う場合には、必ず登録の移転を行う旨、現在登録されている都道府県に連絡してください。

3 登録事項の変更の届出

区分	説明内容
項目説明	住所・氏名が変更となった場合に行う届け出のことです。
申請者	住所・氏名が変更となった方
効果	名簿のデータが変更され、届け出た住所・氏名で研修案内等が送られます。

手続きの流れ

```
graph TD; A[住所・氏名が変更] --> B[有効期間内の方]; A --> C[有効期間が満了している方  
又は住所のみ変更の方]; B --> D[鳥取県に対し、登録事項の変更届け出及び専門員証の書換交付を  
同時に申請]; C --> D; D --> E[新しい専門員証が交付されます]
```

※申請に必要な用紙は別紙3を御覧ください。

よくあるQ&A	
質問	回答
米子市から南部町へ転居したので、変更の届け出を行いたいと思いますが、住民票は不要ですか。	<p>転居先の住所が鳥取県内の場合は、住基ネットで確認ができるため住民票は不要です。 (参考) 添付が必要な場合 ○鳥取県内→鳥取県外 ○鳥取県外→鳥取県外 添付が不要の場合 ○鳥取県内→鳥取県内 ○鳥取県外→鳥取県内</p>
有効期間が満了していない介護支援専門員証を持っています。住所が変更になりましたが、登録事項の変更届け出のみ提出すればいいですか。	平成27年度から専門員証に住所が記載されなくなりましたので、変更届出書のみの提出でよくなりました。
有効期間が満了していても登録事項の変更届け出は必要ですか。	変更したときは速やかに届け出ことなっていますので、届け出は必要です。
岡山県登録なのですが、鳥取県に転居してきました。この場合鳥取県に変更の届け出を出せばいいのですか。	届け出を出すのは現在登録されている都道府県に対してですので、岡山県に届け出てください。

4 死亡等の届出

区分	説明内容
項目説明	名簿に登録されている方が、①死亡した場合、②心身の故障により介護支援専門員の業務が適正に行えない場合、③禁錮等の刑に処せられた場合等に行う届け出のことです。
申請者	①死亡した場合 ⇒相続人 ②心身の故障により介護支援専門員の業務が適正に行えない場合 ⇒本人又はその法定代理人若しくは同居の親族 ③禁錮等の刑に処せられた場合等 ⇒本人
効果	鳥取県の名簿から消除されます。

手続きの流れ(死亡の場合)

```

graph TD
    A[登録者が死亡] --> B[鳥取県に対し、死亡等の届け出  
(様式第4号)]
    B --> C[名簿から消除され、消除した旨が  
通知されます。]
  
```

よくあるQ & A	
質問	回答
禁錮等の刑に処せられた場合等とは具体的にはどのような場合ですか。	つぎのいずれかに該当した場合をいいます。 ○禁錮以上の実刑又は執行猶予を受けた方です。禁錮以上の刑とは、死刑、懲役、禁錮のことです。 ○介護保険法等の国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で罰金の実刑又は執行猶予を受けた方です。
交通事故の加害者となつたため、罰金の実刑を受けてしまいました。この場合、届け出は必要ですか。	交通事故の場合、禁錮以上の刑であれば、届け出が必要です。今回の場合は罰金ですので届け出は不要です。
様式に添付する書類はどういったものが必要ですか。	以下の例を参考にしてください。 ①の場合…除籍謄本又は抄本(原本) ②の場合…医師による診断書など ③の場合…判決の確定証明等の原本
届け出を行わなければならないのに行わなかった場合、どのようになるのですか。	該当する事実が判明した場合、「5 登録の消除」(9p)に基づき県が名簿から消します。

5 登録の消除

区分	説明内容
項目説明	鳥取県の名簿から消除されることです。
申請者	<p>①登録消除を希望する方 ⇒ 本人 ②死亡等の届け出を行った方 ・死亡した場合 ⇒ 相続人 ・心身の故障により介護支援専門員の業務が適正に行えない場合 ⇒ 本人又はその法定代理人若しくは同居の親族 ・禁錮等の刑に処せられた場合等 ⇒ 本人</p>
効果	鳥取県の名簿から消除されます。

手続きの流れ

```

graph TD
    A[禁錮等の刑に処せられるなど登録の消除となる事由が発覚] --> B[登録の消除を希望]
    B --> C[鳥取県に対し、登録消除の申請 (様式第5号)]
    C --> D[名簿から消除され、消除した旨、通知されます。]
  
```

よくあるQ & A	
質問	回答
登録の消除に該当する方が、届け出するつもりがないようです。この場合、消除はされないのでしょうか。	該当する事実が判明した場合、県が名簿から消除します。
禁錮等の刑に処せられた場合等とは具体的にはどのような場合ですか。	「4 死亡等の届出」(8p)のQ & Aを御覧ください。
名簿から消除された場合、介護支援専門員の資格はどうなりますか。	<p>介護支援専門員の資格はなくなり、介護支援専門員として働くことができなくなります。</p> <p>登録を消除された場合、消除後5年間は再度介護支援専門員として登録することはできません。</p>

6 介護支援専門員証の交付

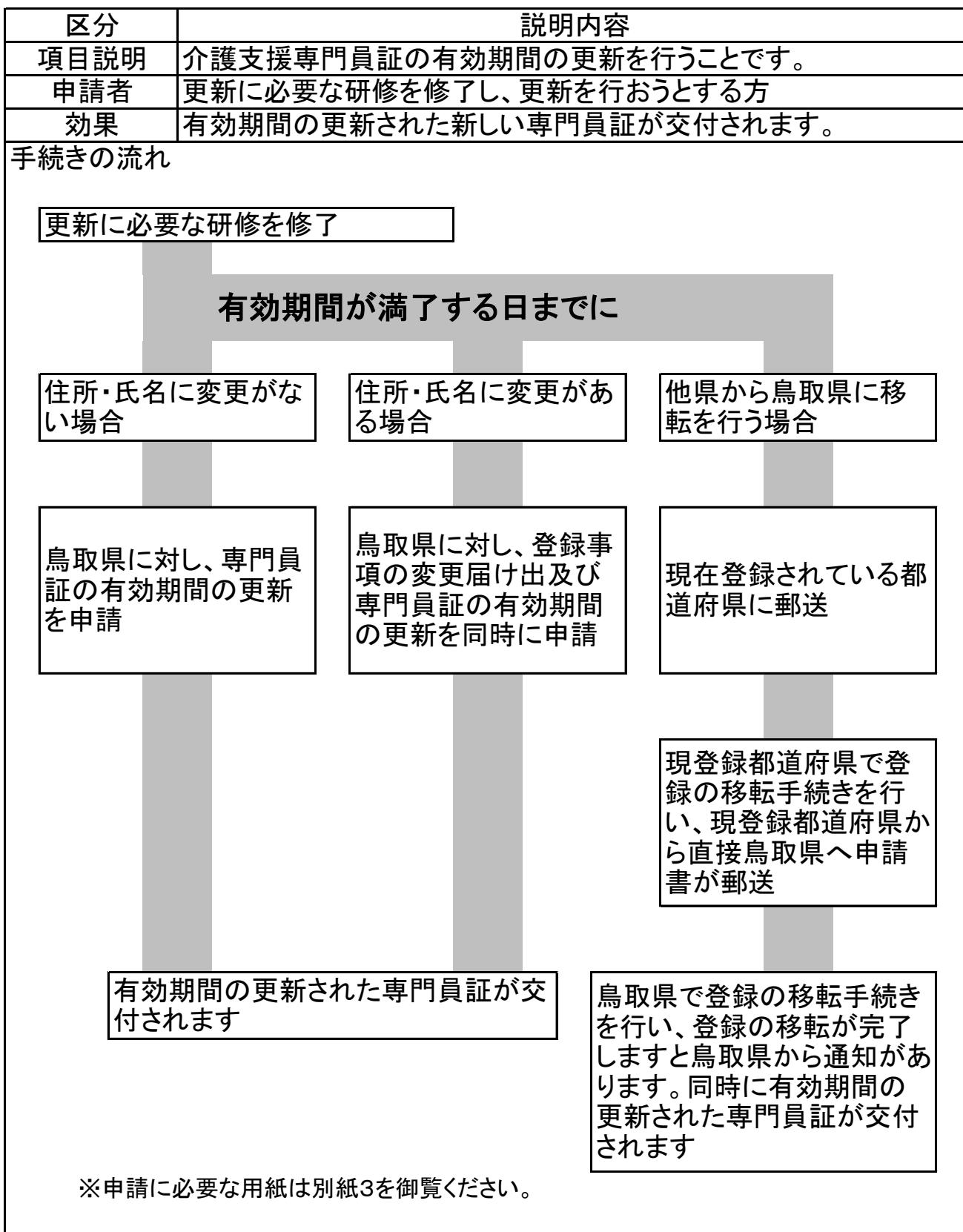
区分	説明内容
項目説明	専門員証の交付を行うことです。
申請者	登録を受けている方 ※有効期間が満了した方で、必要な研修を修了していない場合は交付できません。
効果	顔写真や住所・氏名が記載された専門員証が交付されます。

手続きの流れ(例 有効期間満了後に専門員証の交付を行う場合)

```
graph TD; A[有効期間が満了] --> B[鳥取県に専門員証(登録証明書)を返納]; B --> C[実務研修を受講]; C --> D[研修修了後、鳥取県に対し専門員証の交付申請]; D --> E[新しい専門員証が交付されます]
```

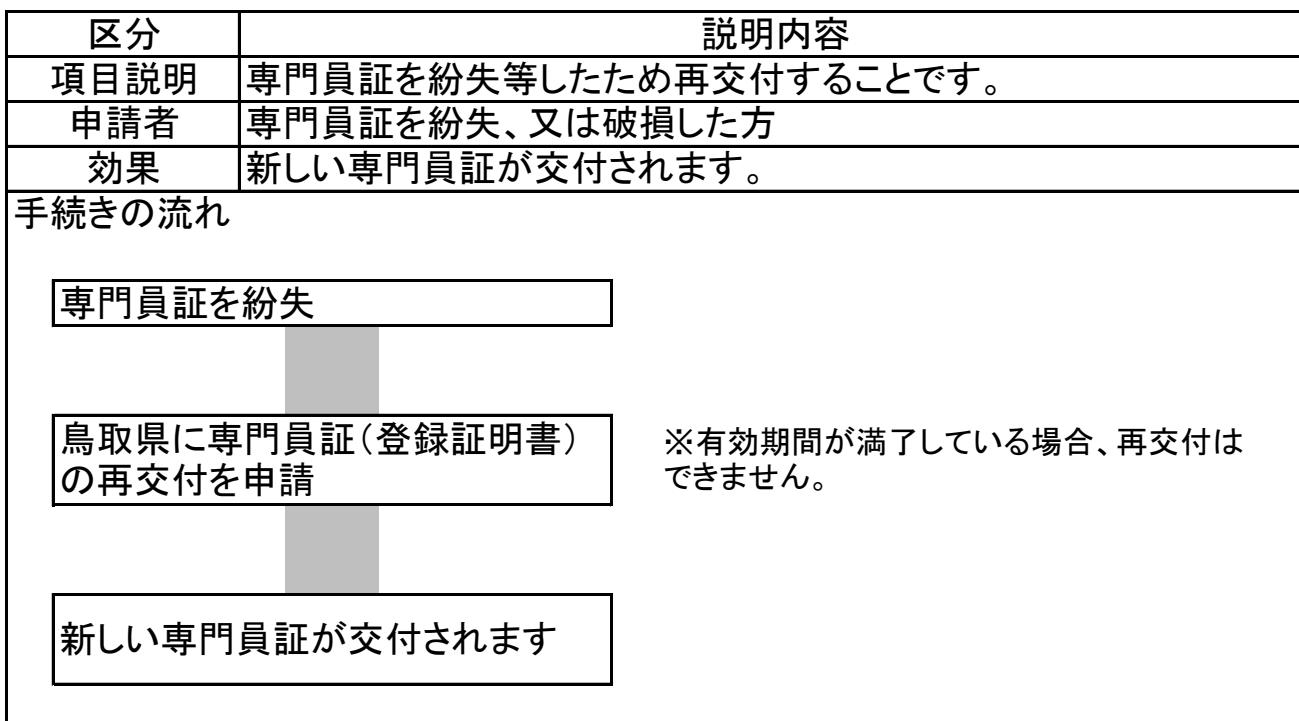
よくあるQ&A	
質問	回答
有効期間内なのですが、専門員証を無くしてしまいました。新しい専門員証の交付を受けるには、交付申請を行えばいいのでしょうか。	紛失の場合は、再交付申請を行ってください。
有効期間が満了したので、新しい専門員証を交付してもらうため必要な研修を受講し修了しました。この後何か手続きが必要ですか。	鳥取県に対し専門員証の交付申請を行ってください。
有効期間が満了した方は、必要な研修を修了しなければ交付申請はできないことですが、具体的にはどの研修でしょうか。	鳥取県の場合は有効期間満了後に開催される実務研修です。 なお、他の都道府県では介護支援専門員再研修と呼ばれています。
昨年度試験に合格し、研修修了後、介護支援専門員の登録だけは手続きを行ったのですが、専門員証の交付申請をしませんでした。急遽介護支援専門員として働くこととなつたため専門員証が必要となりました。この場合、交付申請すればいいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式第6号で申請をしてください。

7 介護支援専門員証の有効期間の更新



よくあるQ&A	
質問	回答
更新研修を修了したのですが、何か手続きは必要ですか。	研修を修了しただけでは有効期間は更新されませんので、更新の手続きを行ってください。
更新の手続きはいつまでに行わなければなりませんか。	有効期間が満了する日までに行ってください。有効期間が過ぎますと研修受講は無効となり更新手続きはできなくなります。
有効期間が満了しましたが、現在持っている専門員証(登録証明書)はこのまま持っていて良いのでしょうか。	有効期間を過ぎますと、専門員証(登録証明書)は効力を失いますので、速やかに鳥取県に返納してください。
専門員証(登録証明書)が効力を失った場合、介護支援専門員の資格はなくなるのですか。	資格自体は無くなりませんが、介護支援専門員として働くことはできなくなります。
有効期間が満了したあとに、介護支援専門員として働くこうと思った場合にはどのようにすればいいですか。	鳥取県の場合は有効期間満了後に開催される実務研修を受講し、修了した後に「6 介護支援専門員証の交付」(10p)に記載された手続きを行ってください。
4月から介護支援専門員として働くと思っているのですが、3月で有効期間が満了します。必要な研修を受けていないので更新ができません。4月から働くことは可能でしょうか。	有効期間が満了しますと介護支援専門員として働くことはできなくなります。もし有効期間が満了しているにもかかわらず働いてしまうと、資格を剥奪されますので御注意ください。
山口県に住んでいるので山口県の更新研修を受講しようと思っているのですが、山口県で更新研修を受講し修了した場合、鳥取県登録でも更新は可能ですか。	可能です。

8 介護支援専門員証の再交付等



よくあるQ&A	
質問	
専門員証を紛失してしまったので再交付の申請をしたいのですが、住所が変更になっています。この場合手続きはどうなりますか。	再交付申請と併せて登録事項の変更届を提出してください。
有効期間が満了したので、新しい専門員証を交付してほしいのですが、再交付の手続きで間違いありませんか。	有効期間が満了した場合、再交付はできません。満了後の手続きについては、次の「有効期間満了後の手続き」(15p)を御確認ください。
どのようなときに専門員証は再交付できますか。	再交付できるのは、専門員証を紛失したり、汚したり壊してしまった場合です。

有効期間満了後の手続き

1 介護支援専門員証の返納

有効期間が満了した場合、現在お持ちの介護支援専門員証（介護支援専門員登録証明書を含む）は、効力を失いますので鳥取県に返納してください。

なお、介護支援専門員としての登録が削除されるわけではありませんので、新しい介護支援専門員証の交付を希望される場合は、次の手続きを行ってください。

2 新しい介護支援専門員証の交付を希望する場合

新しい介護支援専門員証の交付を希望される場合は、次の研修を受講してください。

(1)研修名

鳥取県介護支援専門員実務研修（他の都道府県では再研修と呼ばれています）

(2)手続きの流れ

実務研修の受講申し込み

実務研修を受講し修了

新しい介護支援専門員証の交付
申請（新しい介護支援専門員証を
交付）

よくあるQ&A

質問	回答
実務研修（再研修）を受けたいのですが、受講の案内は届きますか。	毎年秋頃に募集を開始しますので、その頃になりましたら研修を実施している鳥取県社会福祉協議会にお問い合わせください。
実務研修（再研修）は年に何回開催されていますか。	鳥取県では年に1回開催しています。平成28年度以降は、12月から3月までの約4ヶ月かけて実施します。

申請書等の入手方法について

1 ホームページ

手続きの流れ

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課(以下「当課」という。)ホームページにアクセス

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=33694>

該当する様式をダウンロード

当課宛に郵送

郵送先 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 宛

※郵便物は郵便番号と課名を記載すれば届きます。

2 ファクシミリ

手続きの流れ

当課宛に別紙1をファクシミリで送付

送付先 ファクシミリ番号 0857-26-8168

該当する様式を当課からファクシミリで返送

当課宛に郵送

郵送先 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 宛

※郵便物は郵便番号と課名を記載すれば届きます。

3 郵送

手続きの流れ

84円切手を貼った返信用封筒及び別紙1を同封し、当課へ郵送してください。

郵送先 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 宛

※郵便物は郵便番号と課名を記載すれば届きます。

該当する様式を当課から郵送

当課宛に郵送

郵送先 〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 宛

※郵便物は郵便番号と課名を記載すれば届きます。